# 養老町行政経営改革プラン

~住民視点からのさらなる行政経営改革~

平成23年7月

養 老 町

## 目 次

1 . はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 1
2 . 基本理念 ······	2
3 . 基本方針 ····································	3
4. 実施期間 ••••••••••••	••• 4
5.重点取り組み項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 4
6 . 推進方策 ····································	••• 7
7.具体的な取り組み	
(1) 事務事業の見直しと行政評価システムの確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2) 組織・機構の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(3) 住民との協働のまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 10
(4) 業務の効率化と事務事業の総合体系化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 10
(5) 行政情報に関する広報広聴システムの向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 12
(6) 公正の確保と透明性の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 13
(7) 経費の削減合理化など財政の健全化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 13
(8) 公共施設の設置及び管理運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 15
8 . 終わりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 17
【参考資料】	
1.行財政改革から行政経営改革へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 18
2 . 養老町行政経営改革推進フロー図(平成 23 年度~) ・・・・・・・	•••• 19
3 . 養老町行財政改革推進住民懇談会設置要綱 ······	20
4	•••• 21

#### 1.はじめに

養老町では、平成12年に「行政改革大綱」を作成し、この中で、 職員の資質の向上と意識改革、 町民と行政の協働体制、 簡素で効率的な行財政運営の推進という3つの基本的視点に立ち行財政改革をスタートした。そして、平成18年2月には養老町行財政改革大綱(期間:概ね平成17年4月から平成22年3月)を新たに掲げ、翌年度にはこの大綱に基づく行財政改革実施計画(集中改革プラン)を策定し、個別の具体的な取り組み事項を掲げ全庁あげて取り組んできた。その結果、平成21年度の行財政改革実施計画結果報告書や養老町行財政改革大綱・行財政改革実施結果報告書のとおり、5年間の取り組みで一定の成果を納めてきた。

しかしながら、これまでの取り組み結果に満足することなく、限りある行政資源を有効に活用しながら、新しい視点でまちづくりを進めるためには、より積極的により効果的、効率的に行政経営を行うとともに地域協働のまちづくりを進めることが必要不可欠である。

また、行政からのサービスも今までのように全国画一的ではなく、市町村が独自の判断に基づき、住民へ各種サービスを提供することが求められる時代になっているため、今後も引き続き行財政改革に取り組み、新しく住民の望む行政サービスが提供できる財政基盤を整えることも必要である。

平成23年度からスタートした第五次養老町総合計画(絆プラン)では、基本理念として「誇りと愛着が持てる 絆を大切にするまち 養老」を将来像に掲げ、町独自の数々の事業を展開することとしている。しかし、現在の大変厳しい社会経済状況の中、この将来像を実現するためには、地域が保有する資源を活用して、地域を最適に経営(運営)する力(能力)がその原動力になるため、この地域経営の考え方に基づき推進することが必要である。そして、この計画を着実に推進

していくためには、特に、計画の進行管理と評価の仕組みづくりが重要であり、 ここに新しい行政経営の理念・方針を定め、その考え方に基づき行財政改革を進 めるための計画を策定するものとする。

なお、今年3月に発生した東日本大震災は、我が国の社会経済に計り知れない 影響を与えるものであり、本町としては、さまざまな不確定要素を見極めながら、 適宜必要な対応を行っていくこととする。

#### 2.基本理念

前述のとおり、本町は、平成 12 年から住民の多種多様な行政ニーズに対応するため行財政改革に取り組んできた。平成 17 年 3 月には、国は、「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」を示し、地方行政にも民間企業の経営手法を取り入れ、効率化や住民サービスの向上を実現しようとした。

本町でも、この国の指針を受け平成 18 年 2 月に「養老町行財政改革大綱」、同年 5 月には「養老町行財政改革実施計画(養老町集中改革プラン)」を策定し具体的な 77 項目(内 12 の重点項目)、150 の事業について検討を加えてきた。そして、推進期間の終了した平成 21 年度末における各事業の実施状況や経費削減の実績には、総括として一定の評価を得ることができたが、なお多くの課題が残されており、特に、経費の削減の方法や事務改善を要する事業の改善策などについては、新たな考え方に基づき検討すべき事項として残った。

そこで、これまでの行財政改革への取り組みを踏まえ、いま一度住民が主役であることを再認識し、財政の健全化、透明化をさらに高めながら、行政が住民から今以上に信頼されるようさらなる行財政改革を進める。この計画書では、次の事項を基本理念として、これまでの「行政を運営する」という発想から「行政を経営する」という発想に切り替え推進する。

# 住民視点からのさらなる行政経営改革

今回策定する行政経営改革プランは、この基本理念を具現化するために、これまでの事業そのものを積極的に見直すとともに、健全財政を維持しながら費用対効果を意識し、確実に行財政改革を行うための計画であり、第五次総合計画で示した"みんなで力をあわせる絆のまちづくり"の実現を図るための施策をより効率的・効果的に行うためのものでもある。また、この計画は、総合計画の一翼を担うための重要な計画として機能させ、一刻も早い絆プランの実現を図りたいと考えている。

#### 3 . 基本方針

行財政改革は、住民がより満足度の高いサービスを受けることができるよう、より簡素で効果的・効率的な行政経営を行うことが必要である。行政もこのことを認識し、そのサービスが提供できるシステムを確立するため、次の基本方針を定め計画的に推進する。

- 1 行政主導から住民が主役となる行政経営の実現
- 2 効率的で柔軟な行政経営の実現
- 3 住民満足・納得度の高い成果重視の行政経営の実現

#### 4.実施期間

この行政経営改革プランは、「養老町行財政改革大綱」、「養老町行財政改革実施計画(養老町集中改革プラン)」の後を受け、実施期間を第5次総合計画の始まる平成23年度から同計画の中間である平成27年度までの5年間とする。

そして、次の重点取り組み項目については、3つの基本方針を踏まえ平成23年度から取り組みの検討を始め、改革を行う緊急度の高い事項のうち順次可能となったものから実施する。また、行財政改革は日々の改善の積み重ねであるため、取り組み項目の達成後も新たな課題に継続的に取り組むものとする。

#### 5.重点取り組み項目

この重点取り組み項目は、これまでの行財政改革に取り組んだ結果を踏まえ、 新たな視点で本町の行政施策を見直すため、特に、行政システムやこの時代のサービス事業のあり方などの内容を再検討するとともに地域協働の社会を構築することを踏まえての検討項目とした。

#### (1) 事務事業の見直しと行政評価システムの確立

職員が積極的にさまざまな機会を通じて、住民に事務事業の説明を行い、住民 視点で事務効率化を図る。

そして、行政評価システムの中で施策評価や政策評価といった相対評価を実施する仕組み(PDCAサイクル)の確立を進める。

また、住民視点で事務事業を見直すための新たな行政マネージメント手法を研究し導入を検討する。

#### (2) 組織・機構の見直し

地域主権や権限委譲に伴う事務事業の見直し、地域協働を促進する機能強化や 定員の適正化を図り、簡素で効率的、迅速に対応できる最適な組織・機構を編成 する。

なお、その組織では住民の利便性が高まり、事務の多様化や横断的な施策・事業への効果的な対応を迅速に行うことができるものとする。

#### (3) 住民との協働のまちづくり

住民が主役のまちづくり(住民自治)を進めるためには、住民と行政がその役割と責任を互いに認識し尊重することが必要である。今、多くの区(自治会、町内会)では、少子高齢化や核家族化の進行などにより組織や運営面で多くの課題を抱えており、これらの問題を解決するため、今までの区単位での住民自治活動を見直し、新たな地域協働のまちづくりを推進する活動体制を整備する。

#### (4) 業務の効率化と事務事業の総合体系化

住民が行政に求めるサービスの内容は、複雑で多岐・高度化している。一方で行政には、事務の合理化や効率化を図り行政サービスの向上が求められるが、今後も、厳しい財政状況の中で、住民ニーズを把握し新たな行政課題に対応するためには、行財政改革を意識しながら、特に、今日的行政課題がいくつかの部署にわたっている事務事項については、主管となる部署が率先して他の関係部署と協議を進め効果的、効率的に解決するための実施計画作成への体系化が求められる。

#### (5) 行政情報に関する広報広聴システムの向上

行政と住民との協働のまちづくりを進めるためには、住民が求める町政情報を 把握し、効果的で分かりやすい適切な情報を提供し、行政の説明責任の向上を図 らなければならない。そのため、「広報養老」、「町ホームページ」及び「ケーブル テレビ」などの行政情報の提供ツールの特性を生かしながら、連携した効率的・ 効果的な情報提供システムを検討する。

#### (6) 公正の確保と透明性の向上

行政経営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を適正に運用する

とともに、行政情報の積極的な提供、さらに監査機能の充実・強化を図る。

#### (7) 経費の削減合理化など財政の健全化

第三セクターで設立された外郭団体や各種団体などは、運営費として町の補助金や委託料に依存している団体が多く、それぞれの団体は設立の目的達成のために団体の組織や運営体制の簡素化などを図り自立できるように促す。

また、政策課題に対応した施策の重点的な推進と経費の見直し及び町税の収納率の向上など財源の確保に努め、経費の削減合理化と財政の健全化を進める。また、補助金について、その必要性や成果を考慮し、実効性・効率性の向上に努めるとともに、住民負担の公平性の観点から経費負担のあり方を検討し、受益と負担の適正化を図る。

#### (8) 公共施設の設置及び管理運営

施設の老朽化が進むと維持管理経費が財政を圧迫する要因となるため、公共施設の設置目的を踏まえ、耐用年数、利用状況、管理運営状況などを調査し、施設のあり方の検討を行い、効率的な施設管理を行う。また、施設管理における行政の関与の必要性を考慮しながら、指定管理者制度・民営化・PFIなどの導入について、制度の活用が可能な施設について、順次その導入を行う。

以上の項目を重点事項として、行政経営改革を推進する。なお、この改革事項には、適時その時代の要請事項を追加し、町民の参画をはじめ、議会の理解と協力のもと推進を図るものとする。

#### 6.推進方策

本プランの推進にあたっては、すべての職員が行財政改革の必要性や重要性を 意識し、町長を本部長とする行財政改革推進本部の中で引き続き全庁あげて取り 組み、特に、本町の重点取り組み項目については関係する部署が横断的に連携を 深め、経営という新たな視点で全庁的に行政課題を解決するように積極的に取り 組む。

そして、重点取り組み項目については、その施策・事業を確実に行うため簡易ではあるがロードマップを表記する。

また、各部署に属する個別事務については、事務事業評価システムの中で毎年責任を持って評価・改善を図る。

なお、これらの取り組みについては、議員との懇談会や養老町行財政改革推進住民懇談会の開催などを通じて住民の代表者と意見交換するほか、町のホームページでこの取り組み結果を公表するとともに、住民にパブリックコメントを求め、出された意見、提案などを改革に反映させていくものとする。

#### 7. 具体的な取り組み

#### (1) 事務事業の見直しと行政評価システムの確立

職員が積極的にさまざまな機会を通じて、住民に事務事業の説明を行い、住民 視点で事務効率化を図る。

そして、行政評価システムの中で施策評価や政策評価といった相対評価を実施する仕組み(PDCAサイクル)の確立を進める。

また、住民視点で事務事業を見直すための新たな行政マネージメント手法を研究し導入を検討する。

		(1) - 1	主管部署	企画政策課	【関係部署】関係	系課		
項	目	行財政改革へ	の取り組み					
概	要	総合計画の	総合計画の実現に向けた行財政改革行動計画及び行政経営の戦略指針					
		の樹立など、	NPMの構築	築への実践を	進める。			
平成23	3年度	平成24年	度 平/	成25年度	平成26年度	平成27年度		
・プラン	の策定、					・実行完了		
実行								

	(1) - 2	主管部署	企画政策課	【関係部署】総	<b>務課</b>
項目	進行管理、行	T政評価、予算	[編成などの	連動システムの構	築
概 要	総合計画に	基づく実施記	画と事務事	業評価制度を連動	させ、予算編成と
	有機的に相互	関連する進行	<b>う管理機能を</b>	強化する。	
	また、予算	編成と政策形	成に連動す	るPDCAサイク	ルの構築を基本に
	した行政評価	制度の本格導	算入を図り、	行政評価への住民	の参画、住民への
	評価過程、結	果の公表など	ご、行政評価	i体制を充実する。	
平成23年度	平成24年	度平成	25年度	平成26年度	平成27年度
・連動する仕組み		・行政	評価制度へ	・行政評価への住	・住民への評価過
の構築		の切り	彗	民の参画	程、結果公表実
					施

	(1) - 3	主管部署	健康福祉課、	教育委員会事務局	司 【関係部署】
			関係課		
項目	イベント・講座	などの見直	īυ		
概要	住民向けイベ	ント及び請		は、形骸化や参加を	者が減少傾向にあ
	るものや費用対	対果の面が	いら継続する	ことに問題等があ	るものについて、
	関係する各種団	体との意見	夏交換を図り、	、これら事業のある	るべき姿を指標と
	して廃止、縮小	、統合、隔	年実施、他国	団体との共同開催フ	などの方策を検討
	し見直しを行う	0.			
平成23年度	平成24年度	平点	25年度	平成26年度	平成27年度
・調査、検証	・見直し				
	・住民・団体と	<b>ニ</b> の			
	調整				

#### (2) 組織・機構の見直し

地域主権や権限委譲に伴う事務事業の見直し、地域協働を促進する機能強化や 定員の適正化を図り、簡素で効率的、迅速に対応できる最適な組織・機構を編成 する。

なお、その組織では住民の利便性が高まり、事務の多様化や横断的な施策・事業への効果的な対応を迅速に行うことができるものとする。

	(2) - 1	主管部署	総務課、	企画政策課、	管理情報	以課 【関係部署】		
			関係課					
項 目	機構改革の実	施						
概要	平成18年度	に機構改革を	を行ったか	が、年数が経	過したたる	め、あらためて各		
	課の業務量と	:職員数の最達	適な組み合	わせなどを	検証し、前	前回の機構改革で		
	の反省を踏まえ、再度機構改革を実施する。改革の視点としてワンストッ							
	プサービスの	導入など住[	民の利便性	<b>上中事務</b>	の多様化、	横断的な施策・		
	事業への効果	!的な対応を	図るため、	部署内での	事務調整7	が可能となり、ま		
	た部署間の横	断的な連携を	を可能にす	るものとす	る。			
平成23年度	平成24年	度平月	成25年度	平成26	6年度	平成27年度		
・行政組織の再	編、・機構改革の	実施・検証		・事務分	掌の見直			
事務分掌見圓	重し			U				
の検討								

	(2) - 2	主管部署	企画政策課	【関係部署】関	係課
項目	プロジェクト	チームの活用	Ħ		
概 要	特定の緊急	課題の解決の	のための人員	能力を特定組織に	結集し、効率的に
	効果のある約	<b>詰論を見いだ</b>	すことを目的	りに設置されるプ	ロジェクトチーム
	を積極的に設	と置し活用する	3.		
平成23年度	平成24年	度平原	成25年度	平成26年度	平成27年度
・緊急課題の整理、					
プロジェクトチ					
ームの設置					

#### (3) 住民との協働のまちづくり

住民が主役のまちづくり(住民自治)を進めるためには、住民と行政がその役割と責任を互いに認識し尊重することが必要である。今、多くの区(自治会、町内会)では、少子高齢化や核家族化の進行などにより、組織や運営面で多くの課題を抱えており、これらの問題を解決するため、今までの区単位での住民自治活動を見直し、新たな地域協働のまちづくりを推進する活動体制を整備する。

		(3) - 1	主管部署	総務課、	企画政	策課、	教育委	員会事務局	【関
				係部署】	関係課				
項	目	(仮称)	校区自治町目	民会議の記	设立				
概	要	新たな住民	自治組織のな	あり方を	検討 した	いがら、	行政と	住民との協働	動のま
		ちづくりの組	織体系を整備	備するた	め、概ね	小学村	交区内の	区(自治会、	町内
		会)や各種団	体などが連携	見して活動	かする組	織とし	ノて校区	のコミュニ	ティ組
		織の設立を検	討する。そし	Jて、行I	女と住民	自治約	且織のよ	り良い関係	網(ネ
		ットワーク)	づくりと住民	民参加を任	足す。				
平成2	3年度	平成24年月	度 平原	成25年度	:	平成26	年度	平成27年	度
・関係課	相互での	・条件整備の	検討・制度	設計の完	成・(	仮称]	) 杉	ξ	
検討		・制度設計の	検討・地域	での説明	会区	自治	叮民会譲	ŧ	
			の開	催	0	組織化	匕)		

	(3) - 2	主管部署	総務課、	企画政策課	【関係音	『署】関係課
項 目	地域協働意諳	ぱの浸透				
概 要	地域協働σ	)まちづくり瓦	开修講座、	フォーラムの	の開催なる	ど、住民と行政が
	情報交流をし	ながら、地域	は課題に向	可けた対策につ	ついて共口	こ考える場の充実
	を進め、住民	の協働意識の	の浸透や液	舌動リーダーの	の育成を	図る。
平成23年度	平成24年	度平原	成25年度	平成26	年度	平成27年度
・啓発活動なる	どの(3) - 1と一	体的 (3) - 1	1 と一体的	り (3) - 1と	一体的	(3) - 1と一体的
あり方を調査	上事業展開	に事業	展開	に事業展開	FI .	に事業展開

#### (4) 業務の効率化と事務事業の総合体系化

住民が行政に求めるサービスの内容は、複雑で多岐・高度化している。一方で 行政には、事務の合理化や効率化を図り行政サービスの向上が求められるが、今 後も、厳しい財政状況の中で、住民ニーズを把握し新たな行政課題に対応するた めには、行財政改革を意識しながら、特に、今日的行政課題がいくつかの部署に わたっている事務事項については、主管となる部署が率先して他の関係部署と協 議を進め効果的、効率的に解決するための実施計画作成への体系化が求められる。

(4) - 1 主管		、教育委員会事務局	号 【関係部署】
グローハル社会に	可げての人材育成		
本町では、友好都	鄒市のドイツ、バッ	ドゾーデン市と文作	化・スポーツ交流
を行っている。また	た、住民への国際化	の啓発は国際交流	<b>協会が主体となり</b>
各種事業の展開が行	<b>亍われている。今後</b>	のまちづくりには、	、地域の国際化の
推進やグローバル	な感性を持った人材	オを育成していくこ	ことが重要となる
ため、これまでの[	国際交流事業を検証	するとともに、住	民(特に青少年)
の海外留学を支援で	できる制度の創設を	検討する。	
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・グローバル社会	・各年齢層を対象		
に向けての人材	とするグローバ		
育成方策の検討	ル社会における		
(各年齢層別)	人材育成事業の		
	提供		
	グローバル社会に「本町では、友好を行っている。またを種事がのは、ないの展別がのです。 を行っているのは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	関係課 グローバル社会に向けての人材育成 本町では、友好都市のドイツ、バッを行っている。また、住民への国際化各種事業の展開が行われている。今後推進やグローバルな感性を持った人材ため、これまでの国際交流事業を検証の海外留学を支援できる制度の創設を平成24年度 平成25年度・グローバル社会 ト 各年齢層を対象に向けての人材育成方策の検討し、とするグローバル社会における人材育成方策の検討し、人材育成事業の	関係課 グローバル社会に向けての人材育成 本町では、友好都市のドイツ、バッドゾーデン市と文作を行っている。また、住民への国際化の啓発は国際交流性と対している。今後のまちづくりには、推進やグローバルな感性を持った人材を育成していくでため、これまでの国際交流事業を検証するとともに、住の海外留学を支援できる制度の創設を検討する。  平成24年度 ・グローバル社会 ・各年齢層を対象 に向けての人材 育成方策の検討 、各年齢層別) 人材育成事業の

		(4) - 2	主管部署	企画政策課、	健康福祉課、	商工	労働課	【関係部
				署】関係課				
項	目	少子化への	対応促進					
概	要	少子化対	策としては、	これまで子育	で支援を中心	いに、	環境整備	について
		多くの諸施	策を推進して	てきたが、この	課題を主に添	え出	生率の向	上等を目
		指し、その	推進総合計画	画を策定しスピ	゚゚ード感を持っ	て実	行するた	め、役場
		内各部署の	連携を強化し	ノ、全庁的に重	点的、集中的	りに取	り組む。	
平成23	3年度	平成24年	F度 <sup></sup>	P成25年度	平成26年	度	平成2	27年度
・町の現	状把握と		・脱	少子化推進計			・実行	
課題の	設定(本		画	の作成				
町での	影響、支							
援分野	の確立な							
ど)								

		(4) - 3	主管部署	管理情報語	課、建設課、	企画政	文策課
項	目	公共交通体系の	見直し				
概	要	養老鉄道及び	民間の路線	バスについ	ては、今後	更なる	利用者減による財
		政的負担増が懸	念されるた	め、公共交	通全体を検討	証する	必要がある。公共
		施設巡回バスの	オンデマン	ド化を含め	、総合交通語	計画の領	策定を検討しなが
		ら、民間の路線	バスとの関	係を整理し	/、公共交通	の利便	性の向上を図る。
			1				
平成23	年度	平成24年度	平成	25年度	平成26年	度	平成27年度
・総合交通	通体系の	・総合交通計画	策・総合3	を通計画の	・計画の推議	隻	
あり方検	討	定のための調	査 策定				
·(仮称) <sup>‡</sup>	也域公共	研究					
交通協議	議会の設						
立							
・げんちゃ	∘んバス	・オンデマンド	化・オンラ	デマンドバ			
のオンラ	デマンド	の試行	スなと	での運行化			
化の検討	<u> </u>						

#### (5) 行政情報に関する広報広聴システムの向上

行政と住民との協働のまちづくりを進めるためには、住民が求める町政情報を 把握し、効果的で分かりやすい適切な情報を提供し、行政の説明責任の向上を図 らなければならない。そのため、「広報養老」、「町ホームページ」及び「ケー ブルテレビ」などの行政情報の提供ツールの特性を生かしながら、連携した効率 的・効果的な情報提供システムを検討する。

	(5) - 1	主管部署	企画政策課、	管理情報課【関	[係部署] 関係課			
項 目	広報媒体の充	実とその情報	収集・提供シ	ノステムの確立				
概要	広報紙やホ	ニームページな	ど広報媒体σ	充実を進めると	ともに、CATV			
	の活用により	リアルタイムな	は情報提供を達	進める。 また、こ	れら情報を提供す			
	るにあたり、	るにあたり、町としての総合的な情報収集・提供システムを構築し、その						
	情報処理機能	の確立を図る	0					
平成23年度	平成24年	度 平成	25年度	平成26年度	平成27年度			
・関係部署で情報		・検討線	ま果報告・	実施				
収集、提供のあ		書の作	成					
り方を検討								

#### (6) 公正の確保と透明性の向上

行政経営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を適正に運用する とともに、行政情報の積極的な提供、さらに監査機能の充実・強化を図る。

		(6) - 1	主管部署	総務課	【関係部署】	関係課			
項	目	情報公開制度	青報公開制度等の適正な運用						
概	要	情報公開条	情報公開条例、行政手続条例及び個人情報保護条例について、適正な運						
		用に努めるとともに、住民がより利用しやすい制度となるよう適宜その見							
		直しを行う。							
平成23	年度	平成24年月	度 平月	成25年度	平成26	年度	平成27年度		
・制度の位	5報活動	・実施と見直	:U						
の見直し	,								

		(6) - 2	主管	部署	会計課、	監	查委員事務局		
項	目	外部監査制度	ト部監査制度導入の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
概	要	なお一層の	なお一層の適正な予算執行と行政の透明性を確保するため、監査機能の						
		強化を図る。	強化を図る。また、第3者機関による監査制度の導入を検討する。						
平成2	平成23年度 平成2			平月	成25年度		平成26年度	平成27年度	
・養老町	における	・望ましい竪	查查制	・検討	結果を蹈	ŧ			
監査制	度の検証	度の調査		えた	取り組み	り			
				実施					

#### (7) 経費の削減合理化など財政の健全化

第三セクターで設立された外郭団体や各種団体などは、運営費として町の補助金や委託料に依存している団体が多く、それぞれの団体は設立の目的達成のために団体の組織や運営体制の簡素化などを図り自立出来るように促す。

また、政策課題に対応した施策の重点的な推進と経費の見直し及び町税の収納率の向上など財源の確保に努め、経費の削減合理化と財政の健全化を進める。また、補助金について、その必要性や成果を考慮し、実効性・効率性の向上に努めるとともに、住民負担の公平性の観点から経費負担のあり方を検討し、受益と負担の適正化を図る。

		(7) - 1	主管部署	総務課		関係部署】関係課			
項	目	中長期財政計画	中長期財政計画の策定						
概	要	財政運営の健	財政運営の健全性の確保を図るため、近年の財政状況を踏まえながら、						
		財政計画を策定	財政計画を策定する。また、各種財政指標を注視しながら、計画的・効率						
	的な財政運営をする。								
平成2	3年度	平成24年度	平月	成25年度		平成26年度	平成27年度		
・中長期	財政計画	・中長期財政計	画・予算	執行計画	回の	・経営目標の達成	・予算執行計画		
の策定権	検討	の策定・公表	検討			度の評価・総括	の見直し		

	(7) - 2	主管部署	総務課、	企画政策課	【関係部署	<b>署】関係課</b>			
項 目	各種団体の自	各種団体の自立促進							
概要	(財)養老	(財)養老町体育連盟や(福)養老町社会福祉協議会の運営は、町から							
	の補助金や委	託金が主とし	って行わ <b>オ</b>	<b>れている。これ</b>	いら組織につ	ついては自主運			
	営に近づくよ	う、運営体制	りの簡素化	となどについて	て再検討を促	足す。			
	また、町が関	与している各	ら 種団体に	こついて、あら	らためて公記	益的必要性や			
	行政目的など	を点検する。	関係課に	おいて各種団	団体の事務局	局を置く場合に			
	ついては、各	種団体の事務	は、その	D団体において	て処理するる	ことを基本に、			
	団体の自立を	促進し、自主	的かつ弾	負力的な運営が	<b>が図られる</b> よ	こう町の関与の			
	あり方を見直	す。							
	なお、これ	ら見直しに当	たって行	<b>テ政判断が困</b> 難	能な場合は、	第三者による			
	意見を取り入れ、そのあり方を検討することも必要である。								
平成23年度	平成24年原	度 平成	成25年度	平成26	年度	平成27年度			
・町関与のあり方		・該当	 団体との	協・自立促進	<u> </u>				
の検討		議							

		(7) - 3	主管部署	<b>税務課、</b> 管	理情報課、	水道課、	人権推進課		
				【関係部署	】住民課、	健康福祉	<b>祉課</b>		
項	目	町税等の滞納							
概	要	自主財源の	自主財源の確保及び住民負担の公平性堅持の観点から、滞納整理強化月						
		間の設定、高	間の設定、高額滞納者に対する処理促進、差押処分の強化及び水道給水値						
		止の執行など	により、	更なる滞納額の	D縮減を図る	<b>3</b> .			
平成23年	年度	平成24年	度 :	平成25年度	平成26	年度	平成27年度		
・(仮称)	収納対		. (	仮称) 収納対	-		・目標数値の見		
策本部の	設置に		策	本部の設置			直し		
向けての	)準備		• 45	(納率等の単年	:				
			度	目標設定					

	(7) - 4 主	管部署 総務課、	企画政策課 【関係語	部署】関係課				
項 目	負担金及び補助金	負担金及び補助金の見直し						
概要	補助金の一律削	補助金の一律削減ではなくその必要性・成果等を含め根本的に見直す。						
	特に奨励的補助金	- 持に奨励的補助金は、事業の目的を見定め終期を設定し、補助目的を達成						
	  したものや補助効果の薄くなった補助金などの縮小・廃止を積極的に進め							
	る。							
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				
・現状の調査、	・見直し指針の	・見直し指針の	・見直し指針の					
把握	作成	実行	実行完了					

		(7) - 5	主管部署	管理情報課	、生活環境課、	会計	課 【関係部署】	
				関係課				
項	目	省エネ等諸経	費の節減					
概	要	地球温暖化	地球温暖化防止の観点から、省エネ意識の向上、二酸化炭素の削減に貢					
		献するため、光熱水費などの削減に全庁的に取り組む。また、内部管理経						
		費については	て、さまざま	な角度から検	証し、削減目	標を説	<b>设定するなど徹底</b>	
		した経費の削	減を実施す	る。				
平成2	23年度	平成24年	度平	成25年度	平成26年度	ŧ	平成27年度	
・経費な	どの削減	・目標設定と	の照・実施	<b></b>				
目標の	設定	合						

#### (8) 公共施設の設置及び管理運営

施設の老朽化が進むと維持管理経費が財政を圧迫する要因となるため、公共施設の設置目的を踏まえ、耐用年数、利用状況、管理運営状況などを調査し、施設のあり方の検討を行い、効率的な施設管理を行う。また、施設管理における行政の関与の必要性を考慮しながら、指定管理者制度・民営化・PFIなどの導入について、制度の活用が可能な施設について、順次その導入を行う。

	(8) - 1	主管部署	企画政策課、	健康福祉課、教育	委員会事務局
			【関係部署】	関係課	
項 目	公共施設の	運営等の見	直し		
概要	既存の公	共施設につ	いては、当該施	設の機能、役割、	利用実態、維持管
	理コストな	どを多角的	に検討し、必要	性、効果の低下し <sup>.</sup>	ているものや、有
	効活用が図	られていな	いものなどにつ	いては、廃止を含む	め整理合理化を進
	める一方で	、それぞれの	の公共施設につ	いては、イベント	や教室、講座の充
	実など、住	民の利用を	促進するための	)方策を講ずる。	
	また、公	共施設の新	設については、	事前の当該施設の	機能、役割、利用
	見込み、維持	持管理コス	ト、設置場所な	どを十分精査する	とともに、現下の
	財政状況に	鑑み、既存	施設の利活用に	より対応する。	
平成23年度	平成24年	F度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・維持管理費の推	生・各問題点	の解決・解	<b>詳決策に基づく</b>		
移の把握と問題	悪 策につい	ての検 方	<b>う</b> 策の実施		
点の把握	討と、そ	の方策			
・事業所事業の批	四 の策定				
握と問題点の抽	∄				
出					

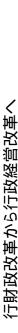
	(8) - 2 主管語	部署 総務課 【関	]係部署】関係課					
項 目	公共施設の管理運	公共施設の管理運営方法等の見直し						
概 要	公共施設の管理	運営については、ホ	積極的に指定管理者	皆制度の活用を図				
	る。また、公共施記	殳の開館日、開館時	間などについては、	可能な限り住民				
	ニーズに対応した。	ものになるように、	適宜見直しを行う。	。さらに、この制				
	度によって委託管 <sup>3</sup>	埋契約を行う場合、	毎年適正な金額に	有るか否かを検証				
	し、契約更新年に	<b>は、その検証結果を</b>	契約金額に反映す	る。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度				
・指定管理者制度	・指定管理者制度							
の導入検討	の既導入施設を							
	含め、競争原理							
	や地域の活力を							
	積極的に活用し							
	ながら導入を進							
	める							

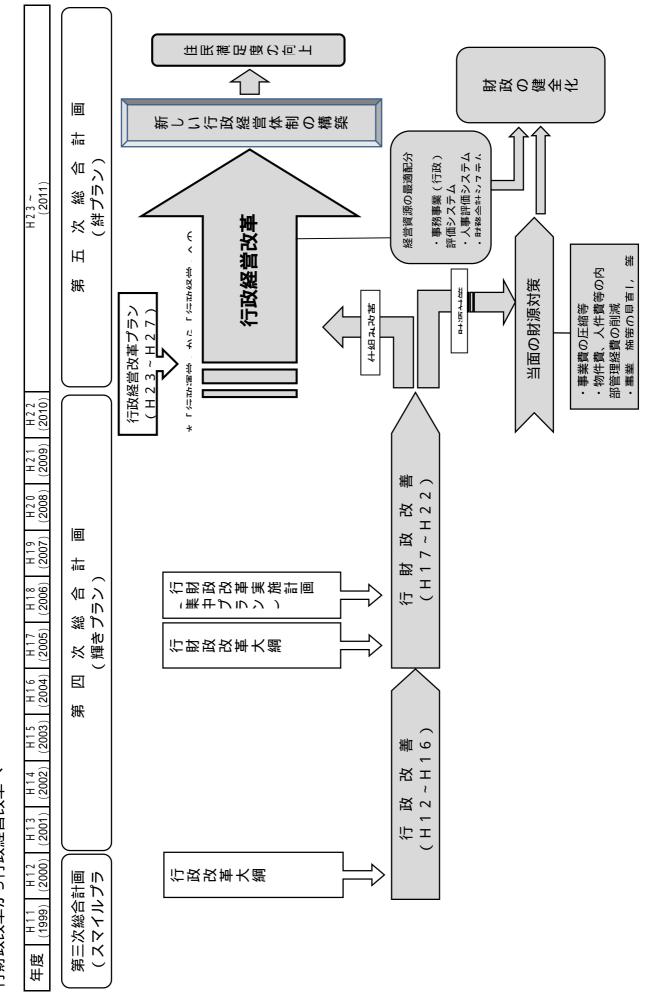
なお、これらの取り組み項目毎の簡易ロードマップや【関係部署】関係課に ついては、本部会議などでの協議の進捗状況によって、変更が生ずる場合があ る。

### 8 . 終わりに

行財政改革は、終わりのない取り組みであり、この改革を行うことの意義を全職員が日々意識し、お客様である住民の皆様がこの養老町に住んで良かったと思える行政サービスを効果的・効率的にお届けすることがこの改革の目的であると考える。

全職員が、もう一度このことを再認識し、行政経営に取り組むこととする。





 $\langle 1$ 広報紙、ホームページによる (各種団体からの推薦委員、 養老町行財政改革推進 住民の意見を改革に反映 ・パブリックコメント 住民懇談会 此 外部委員により組織 匨 生 (意見公募) 世 情報提供 募委員) 取組の 広報等 意見等 栅 ・行財政改革結果の取りまとめ ・関係各課への照会と情報提供 ・関係・各課との協議・調整 結果報告 調査回答 報告等 事務局:企画政策課 意見等 栅 ・取組みの方針原案策定 ・行政評価原案の作成 住民への情報提供 調査依賴等 口 沪 ・各種行財政改革調査に関する回 答 の調査検討、検討結果の取りま 本部長: 町長 副本部長: 副町長 ・行財政改革の進行状況の確認と 個別課題 委員:課長補佐・係長級職員 ・個別事項の調査・検討 等 ・行財政改革の基本方針の作成 局)に示された行財政運営の 効率化、適正化に係る事項の 報告等 本部員:教育長、会計管理者、 ・本部員が所管する課(署、 ・行財政改革決定事項の実施 名課(署、局)長 行財政改革推進本部 ワーキンググループ 各種計画の進行管理、 専門部会 所管課 行政評価の実施 ・政策評価の実施 検討、実施 指示等 報告等 意見等 行財政改革特別委員会 邻 灩 -19-

養老町行政経営改革推進フロー図(平成 23 年度~)

#### 養老町行財政改革推進住民懇談会設置要綱

平成 2 3 年 5 月 3 1 日 告示第 7 4 号

(設置)

第1条 養老町の行財政改革を着実に推進することを目的として、町長が広く町民との意見を交換するため、養老町行財政改革推進住民懇談会(以下「住民懇談会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 住民懇談会は、町長の求めに応じ行財政改革の推進に関して、次のことを行う。
  - (1) 行財政改革の基本方針及び推進状況について報告を受け、意見を述べること。
  - (2) 行財政改革の推進に関することについて意見を述べること。

(組織等)

- 第3条 住民懇談会は、町長が指名する団体からの推薦等による委員及び公募による委員をもって組織する。
- 2 住民懇談会の委員は10人以内とし、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員)
- 第4条 住民懇談会に、座長及び副座長1名を置き、座長は委員の互選により、副座長は座 長の指名によりそれぞれ定める。
- 2 座長は、会務を総括し、住民懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 住民懇談会の会議は、必要に応じて町長が招集する。
- 2 会議の進行は、座長が行う。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出及び説明 その他必要な協力を求めることができる。
- 4 会議の会議録は、公開するものとする。

(庶務)

第6条 住民懇談会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、住民懇談会に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、 委嘱した日から平成25年3月31日までとする。

(養老町行財政改革推進委員会設置要綱の廃止)

3 養老町行財政改革推進委員会設置要綱(昭和60年養老町訓令甲第2号)は、廃止する。

#### 養老町行財政改革推進本部設置要綱

昭和60年5月15日 訓令甲第3号

(設置)

第1条 町政の一層の伸展と行財政改革推進を図るため、養老町行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 行財政改革の基本方針の策定及び実施に関すること。
  - (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、会計管理者及び各課(署、局)長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部長は、必要があると認めたときは、本部員以外の者を前項の会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

- 第6条 本部から本部員が所管する課(署、局)に示された行財政運営の効率化及び適正 化に係る事項について検討し、実施を図るため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、本部員のうちから本部長がこれを指名する。
- 3 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職を副部会長が代理する。
- 5 部会長が必要と認めたときは、関係職員を専門部会に出席させることができる。 (ワーキンググループ)
- 第7条 本部長は、必要に応じ個別的事項を調査及び検討させるため、ワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、職員のうちから本部長がこれを指名する。 (庶務)

- 第8条 本部の庶務は、企画政策課において処理する。 (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。 附 則
  - この訓令は、昭和60年5月15日から施行する。 附 則(平成16年12月1日訓令甲第27号)
  - この要綱は、平成16年12月1日から施行する。 附 則(平成17年3月30日訓令甲第2号)
  - この訓令は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成18年3月30日訓令甲第2号)
  - この訓令は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成18年6月30日訓令甲第5号)
  - この訓令は、公布の日から施行する。
    - 附 則(平成19年3月31日訓令甲第3号)
  - この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成23年5月31日訓令甲第5号)
  - この要綱は、公布の日から施行する。